

6 新食第3069号
令和7年3月31日

別記団体の長 殿

農林水産大臣 江藤 拓

令和6年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請及び注意喚起
について（通知）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、令和6年度の食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和6年度食品等流通調査」という。）を行ったところ、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき協力要請及び注意喚起を行うこととしたので、下記の内容について十分に御了知いただくとともに、貴殿から傘下会員に対して周知願いたい。

記

1. 令和6年度食品等流通調査について

(1) 令和6年度食品等流通調査では、

ア 令和6年9月から12月にかけて、

- ① 食品製造事業者、食品卸売事業者及び小売事業者を対象者として、食品等の取引の現状に関するアンケート調査を実施するとともに（回答者数377者）、
- ② 卸売市場の仲卸業者及び小売事業者を対象者として、令和6年3月に策定した「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（以下「生鮮取引適正化ガイドライン」という。）のフォローアップを目的として、アンケート調査を実施した（回答者数217者）。

イ また、同年6月から12月にかけて、農業団体・農業法人、卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸売事業者、小売事業者、外食・給食事業者、物流事業者を対象者とするヒアリング調査を実施した（対象者数105者）。

(2) 令和6年度食品等流通調査の結果については、別添の「令和6年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。

2. 令和6年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請

(1) 物流の改善

ア 物流効率化はもとより、荷待ち・荷役時間を削減するため、パレット導入の効果と負担について、関係者間で協議し、認識を共有しながら、パレット輸送を更に推進していただきたい。

イ トラック予約システムは、導入が進んでいる様子がうかがわれたものの、導入後の荷主と物流事業者との間での情報共有や綿密なコミュニケーションを通じ、予約時間の分散や受付時間の延長等、運用の改善を進めていただきたい。

(2) 商慣習の見直し

店舗納品期限については、3分の1ルールを緩和し、2分の1ルールを適用する品目を拡大していくことが重要であるほか、取引先から協力を求められた場合には関係者間で協議し、緩和に向けて検討を進めていただきたい。

(3) 食品寄附

約2割の事業者から「未利用食品があるが寄附を行っていない」との回答があったことから、関係省庁の協力を得て消費者庁が事務局を担う「食品寄附等に関する官民協議会」にて令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」等も参考にしつつ、食品寄附の取組に努めていただきたい。

(4) 生鮮取引適正化ガイドラインの周知及び活用

生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップを目的とした今回の調査結果も活用しながら、各業界団体において、傘下会員に対し、生鮮取引適正化ガイドラインの更なる周知と一層の活用を呼び掛け、各事業者において、取引上の様々な課題の改善に取り組んでいただきたい。

3. 令和6年度食品等流通調査の結果に基づく注意喚起

(1) センターフィー等の透明性確保

物流センター等の流通業務用施設の使用料等（以下「センターフィー等」という。）についてヒアリングを実施したところ、「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の意見が寄せられた。

生鮮取引適正化ガイドラインにおいて示したとおり、小売事業者等が、センターフィー等について、その額や算出根拠等を納入業者と十分に協議することなく、一方的に負担を要請し、当該施設の利用料等に応じた負担分を超える額を負担させることは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第5号の優越的地位の濫用における「協賛金等の負担の要請」及び大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法（平成17年公正取引委員会告示第11号）第8項の「不当な経済上の利益の收受等」に該当するおそれがある。

このため、生鮮取引適正化ガイドラインも活用し、センターフィー等の額や算出根拠等について仲卸業者等と小売事業者との間で明確にする、料率の設定に当たっては、あらかじめ、合理的な算定の手法、積算根拠等を明示する等、適切に対応いただきたい。

(2) 労務費等の価格転嫁に関する不利益な取扱いの禁止

労務費を含む価格転嫁の交渉の状況についてヒアリングを実施したところ、「値上げするなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」等の意見が寄せられた。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会策定。以下「指針」という。）等において示されたとおり、公正取引委員会は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることを明確化している。また、発注者が指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法等に基づき厳正に対処することとしている。

このため、価格転嫁を行う上では発注者と受注者とが協議を行うことが重要であることを認識し、価格転嫁を求められたことを理由として不利益な取扱いを行うことがないよう、指針に沿って適切に対応いただきたい。

(参考)

- ・「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」
https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327_26.html
- ・「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/tekiseitorihiki-21.pdf>
- ・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/yuetsutekichii.html
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html
- ・「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf